

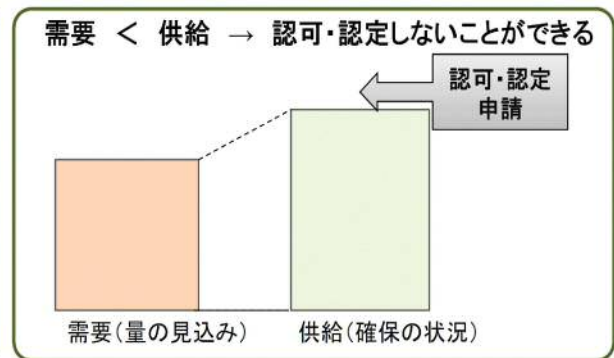
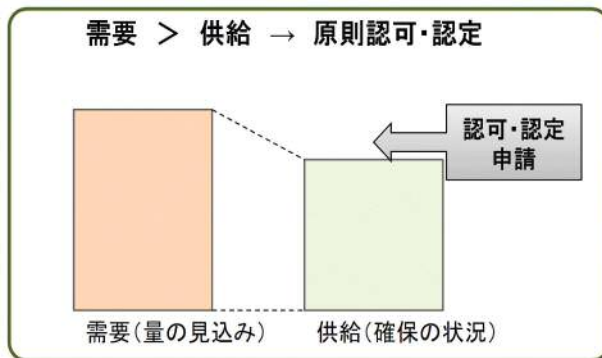
○ 県の認可、認定に係る需給調整の考え方

(県設定区域ごとに判断)

(1) 基本的考え方

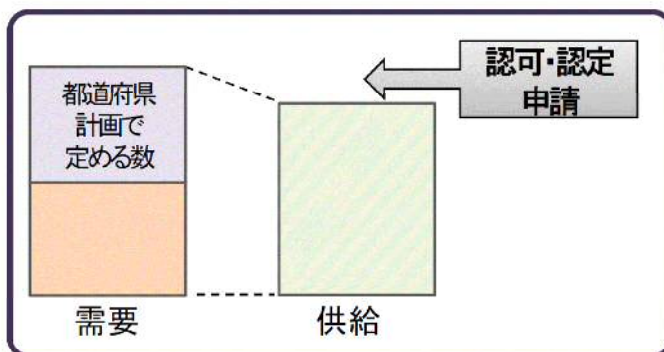
区域ごとに、需要（量の見込み）と供給（確保の状況）の状況に応じ、以下のとおり、認定こども園・保育所の認可・認定を行う。

需要（量の見込み） > 供給（確保の状況） ⇨ 原則認可・認定（適格性・認可基準を満たす申請者である場合）
 需要（量の見込み） < 供給（確保の状況） ⇨ 認可・認定を行わないことができる（＝需給調整）



(2) 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合

需要 + 「県計画で定める数」 > 供給
 → 原則認可・認定（適格性・認可基準を満たす申請者）



- ・ この「県計画で定める数」は、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定
- ・ 設定に当たっては、県子ども・子育て支援会議の議論を通じて透明性を確保

※ 鹿児島市内の幼保連携型認定こども園については、中核市である鹿児島市に認可権限があるため、鹿児島市の計画の中で定めることとなる。